

30 国際第 1218 号

関税割当公表第 81 号

平成 31 年度の落花生の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）＜注 1＞の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成 31 年度の本関税割当制度は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成 31 年 3 月 8 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

(1) 一般粋

ア バージニア・タイプ＜注 2＞

イ 非バージニア・タイプ＜注 2＞

(2) 沖縄粋

落花生

2 割当数量＜注 3＞ 別途公表

3 通関期限 平成 32 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課

- 1 一般枠 農林水産省政策統括官付穀物課
- 2 沖縄枠 内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第1の1の(2)に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成31年4月1日(月)から同年4月9日(火)まで
- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

落花生の販売若しくは輸入を主たる事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人であって、当該物品について自ら輸入(「自ら輸入」とは、<注4>に定義するものをいう。以下同じ。)しようとする者で、それぞれの種類毎に次のいずれかに該当する者

1 一般枠

(1) バージニア・タイプ

ア 次の全ての条件を満たす者であって、農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)が適当と認める者

(ア) 平成30年度の落花生の関税割当てについて(平成30年4月2日付け29国際第1161号関税割当公表第82号の2)に基づく関税割当てにより落花生の輸入通関実績を有する者

ただし、バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有する法人のバージニア・タイプの落花生を取扱う部門が、他の法人と合併、又は他の法人に分割された場合は、当該合併又は分割後のバージニア・タイプの落花生を取扱う部門が属する法人とする。

(イ) バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが確実であると認められる者

イ 次の全ての条件を満たす者であって、政策統括官が適当と認める者

(ア) 平成29年及び30年にそれぞれ1,000万円以上の輸入通関実績（関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。）を有する者又は資本の額が1,000万円以上の法人

(イ) 平成29年及び30年にそれぞれ200トン以上の落花生の国内販売実績<注5>を有する者

(ウ) バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが確実であると認められる者

(2) 非バージニア・タイプ

ア 次の全ての条件を満たす者であって、政策統括官が適当と認める者

(ア) 平成30年度の落花生の関税割当てについてに基づく関税割当てにより落花生の輸入通関実績を有する者

ただし、非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有する法人の非バージニア・タイプの落花生を取扱う部門が、他の法人と合併、又は他の法人に分割された場合は、当該合併又は分割後の非バージニア・タイプの落花生を取扱う部門が属する法人とする。

(イ) 非バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが確実であると認められる者であって、政策統括官が適当と認める者

イ 次の全ての条件を満たす者であって、政策統括官が適当と認める者

(ア) 平成29年及び30年にそれぞれ1,000万円以上の輸入通関実績（関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。）を有する者又は資本の額が1,000万円以上の法人

(イ) 平成29年及び30年にそれぞれ200トン以上の落花生の国内販売実績<注4>を有する者

(ウ) 非バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが確実であると認められる者

2 沖縄枠

(1) 平成30年度の落花生の関税割当てについてに基づく関税割当てにより落花生の輸入通関実績を有する者であって、落花生を自ら輸入（沖縄県

内に陸揚げすること。)し、かつ、沖縄県内において消費するために販売することが確実であると認められる者

(2) (1)以外の者であって、平成29年及び30年にそれぞれ100万円以上の輸入通関実績（関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。）を有し、かつ、落花生を自ら輸入（沖縄県内に陸揚げすること。）すること及び沖縄県内において消費するために販売することが確実であると認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 第5の1の(1)のイ、第5の1の(2)のイ及び第5の2の(2)に該当する者は、輸入通関実績集計表1部（別記様式1）及び落花生の販売実績・計画書1部（別記様式2）

ただし、資本の額が1,000万円以上の法人（第5の2の(2)に該当する者を除く。）は、輸入通関実績集計表の添付を省略することができる。

2 落花生を自ら輸入することが確実であることを証する書類1部（別記様式3）

ただし、第5の1の(1)のア、第5の1の(2)のア及び第5の2の(1)に該当する者は、平成30年度までの関税割当申請書に添付した、落花生を自ら輸入することが確実であることを証する書類の記載に変更がない場合は添付を省略することができる。

第7 割当基準

1 一般枠

(1) バージニア・タイプ

ア 第5の1の(1)のアに該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第1の2の割当数量（別途公表）から第7の1の(1)のイにより割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づくバージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

ただし、第5の1の(1)のアに該当する者のうち、バージニア・タイ

プの落花生の輸入通関実績がない者であって、非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有する者に対する割当数量は、年間240トンの範囲内で1申請者当たり年間240トンを限度として申請数量に基づき、非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

イ 第5の1の(1)のイに該当する者に対する割当数量は、年間240トンの範囲内で1申請者当たり年間240トンを限度として申請数量を割り当てる。

ただし、申請数量の合計が240トンを超えた場合は、第4の1の提出期間終了後、速やかに予備抽選及び本抽選により順位を定め、上位の者から申請資格を審査した上で割り当てる。

(2) 非バージニア・タイプ

ア 第5の1の(2)のアに該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第1の2の割当数量（別途公表）から第7の1の(2)のイにより割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づく非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

ただし、第5の1の(2)のアに該当する者のうち、非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績がない者であって、バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有する者に対する割当数量は、年間480トンの範囲内で1申請者当たり年間240トンを限度として申請数量に基づき、バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

イ 第5の1の(2)のイに該当する者に対する割当数量は、年間480トンの範囲内で1申請者当たり年間240トンを限度として申請数量を割り当てる。

ただし、申請数量の合計が480トンを超えた場合は、第4の1の提出期間終了後、速やかに予備抽選及び本抽選により順位を定め、上位の

者から申請資格を審査した上で割り当てる。

2 沖縄枠

(1) 第5の2の(1)に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第1の2の割当数量（別途公表）から第7の2の(2)により割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づく落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

(2) 第5の2の(2)に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、輸入通関実績（関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。）、落花生の販売実績・計画等を勘案して割り当てる。

第8 関税割当証明書の発給の停止

1 関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の1年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表第5、第9及び第10に違反したとき。

(3) 申請者が関税割当てのために作成した書類（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、売り惜しみや不当な価格引き上げを行った場合並びに第10の4に違反した場合には次回からの割当てを行わないことがある。

第9 報告等

1 割当てを受けた者は、各月の輸入の有無に関わらず、毎月15日までに輸入通関実績報告書及び輸入・販売実績報告書1部（別記様式4）を、一般枠にあつては政策統括官に、沖縄枠にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に提出するものとする。

2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、必要に応じその販

売状況等の調査を行うこととする。

3 また、国内販売の事実を証する書類（販売契約書、領収書、納品書等）を3年間保管することとする。

4 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第10 その他

1 関税割当て申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当て証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当て数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

ただし、第5の2に基づく関税割当て申請書の提出部数は3通とする。

2 関税割当て申請書等の記載方法等については、関税割当て申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。

3 関税割当て証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。
（省令第3条第2項）

4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当て証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納に当たっては、割当てを受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当て証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当て証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5 沖縄枠により輸入される貨物は、必ず沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内の

消費に向けること。

6 沖縄総合事務局長は、第5の2に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を政策統括官に提出することができる。

7 落花生に係る、関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める数量と第1の2の割当数量（別途公表）との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成31年10月31日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それを加えた数量）の割当てについては別途公表（第2次公表）する。

8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。

<注1> 本公表において「落花生」とは、注釈がない限り、生落花生をいう。

<注2> 落花生の品種は、粒形等の形態的特性により数種類（バージニア・タイプ、スパニッシュ・タイプ等）に分類される。本公表において「バージニア・タイプ」とは、当該形態的特性により分類された一般的に大粒なバージニア・タイプを、「非バージニア・タイプ」とは、バージニア・タイプ以外のものをいう。

<注3> 本公表による関税割当ては、むきみ換算数量により行うものとし、むきみ換算数量は、殻付き数量に0.75を乗じて得た数量とする。

<注4> 「自ら輸入」とは、当該物品の輸入に係る契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名と計算において行うものをいう。

ただし、次の1及び2の場合については自ら輸入とみなす。

1 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体がその組合員（本公表に基づく申

請者の資格を有すると認められるものに限る。)に委託して行う輸入であって、当該輸入を行うことについて、政策統括官に事前に報告のあったもの。

2 実需者からの要請により、本公表に基づき割当てを受けた者が共同で行う輸入であって、当該輸入を行うことについて、政策統括官に事前に報告のあったもの。

これらの報告は、1の場合にあっては「中小企業団体が委託して行う輸入」確認報告書(別記様式5)に、2の場合にあっては「割当てを受けた者が共同で行う輸入」確認報告書(別記様式6)により輸入申告までに行うものとする。

<注5> 落花生の国内販売実績には、生落花生を購入し、自ら製造した加工品を販売した数量(原料ベース)を含めることができる。

(別添)

関税割当証明書の名義変更について

発給を受けた関税割当証明書（有効なものに限る）の名義変更を希望する場合は、以下の規定に従うものとする。

1 認可要件

関税割当証明書の名義変更については、以下に掲げる場合のみこれを認めるものとする。

- (1) 法人の名義変更（合併、分割に係るものを除く。）
- (2) 個人事業者の氏名、商号又は屋号、その他の名称の変更
- (3) 合併による法人の名義変更
- (4) 分割による法人の名義変更

2 提出書類

名義変更を希望する場合は、関税割当申請書等の記載要領について第5に従い、関税割当申請書（省令別記様式第1）及び再交付理由書に以下の書類を添付し、関税割当申請書を提出した受付窓口に提出するものとする。

(1) 法人の名義変更の場合

ア 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通（NACC Sシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本1通（変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの）

ウ 法人の印鑑証明書 原本1通（印鑑も変更となった場合のみ）（変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの）

(2) 個人事業者の氏名、商号又は屋号、その他名称の変更の場合

ア 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各

- 1通（NACCSシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）
- イ 名義変更を証する書類 1通（取引先への変更通知状、公的機関等への変更届出等の写し等）。なお、個人事業者から法人（代表権者は個人事業者名）への名義変更の場合には、次の書類
- (ア) 「個人事業の（開）廃業等届出書」の※控えの原本1通（税務署の文書收受印があるもの）
- (※) 控えの原本は、受付確認後返却する。
- (イ) 設立した法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本1通（変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの）
- (ウ) 設立した法人の印鑑証明書 原本1通（変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの）
- (3) 合併による法人の名義変更の場合（合併、分割にかかるものを除く）
- ア 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの） 原本及びその写し各1通（NACCSシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）
- イ 合併を決議したときの合併当事者の株主総会議事録（株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面） 写し1通
- ウ 合併契約書 写し1通
- エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書（ただし、合併後に解散等した場合には、閉鎖事項全部証明書等）） 原本各1通（合併当事者全てのもので、申請日前1か月以内に交付されたもの）
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第15条第2項に基づき公正取引委員会に届出書を提出した場合 その写し1通
- カ 合併の当事者のいずれかに、更正手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は破産手続開始の決定があった場合には、それら

- のことを証する裁判所が発行した通知書 写し1通
- キ 申請者（合併後の新法人）の印鑑証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）
- (4) 分割による法人の名義変更の場合
- ア 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの）原本及びその写し 各1通（NACCSシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）
- イ 会社分割の決議をしたときの分割当事者の株主総会議事録（株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面） 写し1通
- ウ 新設分割計画書又は吸収分割契約書 写し1通
- エ 分割会社及び新設分割設立会社若しくは分割承継会社の登記事項証明書又は履歴事項全部証明書 原本各1通（当事者全てのもので、申請日前1か月以内に交付されたもの）
- オ 申請者（分割承継会社）の印鑑証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）